

# 合灣國際專利法律事務所

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw Website: www.tiplo.com.tw

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際専利法律事務所

© 2014 TIPLO, All Rights Reserved.

#### 東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

# TIPLO News

2014年8月号(J180)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上 げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、 このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、 関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト http://www.tiplo.com.tw もぜひご活 用ください。

## 今月のトピックス

- 01 国家実験研究院が国内企業のために「4G LTE 標準必須特許 DB」を構築
- 「SUNBAR」商標訴訟 仙妮蕾徳(Sunrider)が勝訴 02
- 03 台湾ルクセンブルグ間の租税減免、2015年から実施
- 04 クラウドサービスによるエクスプレス貨物輸出通関通知システムが始動
- 05 米「2014 R&D 100 Awards」発表、工研院の 2 技術が評価される

## 合流知的财産権関連判决例

01 特許権関連

技術導入したが商品化できず、國際基因が中研院を訴え敗訴

02 著作権関連

オンラインゲームの個人サーバーは著作権に違反しない

03 営業秘密関連

鴻海の競業避止義務条項、裁判所は「厳しすぎ」と認定

## 今月のトピックス

#### J140723Y1 J140722Y1

#### 01 国家実験研究院が国内企業のために「4G LTE 標準必須特許 DB」を構築

台湾では 2014 年 6 月から 4G ネットワーク通信業務が開始されている。国家実験研究院 (NAR Labs) 科技政策研究與資訊中心 (STPI) の分析によれば、2013 年末現在で、台湾企業が所有する 4G 通信関連の「標準必須特許」(Standard-Essential Patents、略称 SEPs、即ち他のメーカーが同じ設備を開発する時に必ず実施しなければならない特許)の数量は米国、中国、韓国、日本、フィンランド、スウェーデンに次いで世界 7 位だったが、特許件数はわずか 89 件で、全体の 2%に満たない。

STPI は台湾企業が迅速に世界の 4G 通信技術発展動向を掌握できるように、徐々に「4G LTE 標準必須特許データベース」(LTE は Long Term Evolution の略称)を構築し、2014 年には 6,000 件を超える 4G 通信「標準必須特許」を集め、世界の大手企業の 4G 通信領域における特許布陣(パテント・ポートフォリオ構築)状況を分析できるようにする計画だ。

現在、世界 4G 通信の標準技術プロトコールは「国際電気通信連盟」(ITU)の主導で制定されているため、「欧州電気通信標準化機構」(ETSI)が欧米、中国、日本、韓国の通信産業関連協会からの技術特許資料をまとめており、各国の通信業者はすべて ETSI に対して自社開発した「標準必須特許」を報告しなければならない。その他のメーカーはこれらの特許を回避できない場合、実施料を支払う必要がある。

しかしながら ETSI は報告を受けたものを対外的に公表するだけで、これらの特許が確かに「標準必須特許」であるかの審査を行わず、整理もしていない。このため、一般のメーカーが雑然とした大量の資料から自分に必要な情報を見つけることは容易ではない。

国家実験研究院によると、国内メーカーが発展のための明確な根拠を持てるように STPI は一年余りを費やしてこれらの資料を整理し、特許資料の正確性を逐一対比、確認すると同時に、国内の通信領域における専門家や学者十数名を招いて、特許の技術内容を解読、抜粋し、それが主に結びつく 4G 通信技術分野を開示し、これらの特許が該技術分野の「標準必須特許」であるかを判断して、世界の大手各社が 4G 通信に関してパテント・ポートフォリオを構築している技術項目と範囲を明確にしてきた。

STPI が企業別に分析したところ、主な技術主導メーカーは米クアルコム(655件)、韓国サムスン(652件)、中国の華為(Huawei、603件)であり、これら大手3社が標準必須特許の3割を掌握している。台湾企業では、宏達電子(HTC、44件)、華碩(ASUS、44件)及び財団法人資訊工業策進会(Institute for Information Industry、1件)が含まれ、聯発科技(MediaTek)も2014年 ETSIに自社開発の標準必須特許を報告する予定だという。

STPI によると、4G 通信は進化し続けている技術で、将来はモノのインターネット(IoT)、モバイルクラウドから 5G 通信の重要な基礎まで実現できるという。世界の企業はいずれもこの研究開発を行っており、台湾はこのチャンスを見逃すことはできず、世界の 4G 技術開発の進捗度に追いつき、標準必須特許に関するポートフォリオ構築にも力を入れる必要ある。それによって 5G 通信市場における確固たる地位を確立することができるだろう。(2014 年 7 月)

#### J140718Y2

### 02 「SUNBAR」商標訴訟 仙妮蕾徳(Sunrider)が勝訴

美商仙妮蕾徳有限公司(Sunrider Taiwan LLC、以下「仙妮蕾徳」)は、蓮荷国際有限公司(Lotus International Co.,Ltd、以下「蓮荷国際」)の「Sun Be Bar」商標が自社の「SUNBAR」等商標に近似しているとして、知的財産局に異議を申し立てたが成立しなかった。さらに仙妮蕾徳はこれを不服として経済部に行政訴願を提起したが棄却されたため、すぐに知的財産裁判所に行政訴訟を提起していた。知的財産裁判所は先日、仙妮蕾徳に勝訴の判決を下し、経済部の行政訴願決定と知的財産局の原処分をいずれも取り消して、知的財産局は蓮荷国際の「Sun Be Bar」商標を取り消すべきだと認定した。

蓮荷国際は 2011 年 5 月、ロイヤルゼリー、キャンディ、クッキー等の商品における使用を 指定して「Sun Be Bar」商標の登録を知的財産局に出願し、同局は商標登録を許可した。

判決文によれば、「Sun Be Bar」商標と「SUNBAR」商標を比較すると、両者の外国語にいずれも SUN と BAR の 2 単語が含まれており、前者は Be が Sun と Bar の間に配置され、後者は連結して「SUNBAR」という一つの単語で構成されているか、又は外国語「SunBar」と中国語「欣妮吉」から構成されるかしている。両者の呼称はやや異なるが、外観については両者間でわずかに文字配列、字数の違いや増減があるのみで、なお近似を構成している。

さらに「SUNBAR」等商標は固有名詞ではなく、それ自身で特定の意味を持たず、商品のいかなる情報も伝達していないため、識別力が最も強い独創的商標に属する。さらに先に出願して登録を許可された「SUNBAR」等商標が消費者に強い印象を与えているという状況において、関連する消費者は極めて近似する「Sun Be Bar」商標をみると両者の商品の出所が同じ又は関連すると容易に誤認してしまい、混同がじてしまう。したがって「SUNBAR」等商標の識別力は「Sun Be Bar」商標よりもはるかに強い。

「Sun Be Bar」商標が使用を指定する商品における「ロイヤルゼリー」等商品を、「SUNBAR」商標が使用を指定する「ハーブ健康食品」商品と比べると、両者はいずれも健康食品であり、性質が類似している。さらに「Sun Be Bar」商標が指定する「オートミール、キャンディ、米菓、クッキー、穀物製板状スナック、パン」等商品を、「SUNBAR」等商標が指定する「穀物製棒状スナック」、「シロップ漬フルーツ、キャンディ、クッキー、パン、ケーキ」等商品と比べると、両者は属性が同一又は類似の商品でもあり、一般的な社会通念と市場の取引状況から、両者の指定商品には同一又は類似の関係が存在すると認定すべきである。また、両商標の指定商品はいずれも日常的に消費する食品であり、これらの商品に近似する二商標を使用するならば、消費者の混同は容易に生じてしまう。

判決によると、両社はいずれも健康食品産業に属する。仙妮蕾徳は台湾全土に加盟店が314店(2010年現在)あり、台湾では著名チェーン店に次いで2位の規模を有する。仙妮蕾徳が提出した台湾及び世界における登録資料並びに2007~2011年の台湾を含む世界におけるSUNBAR商品販売データを参考にすると、「SUNBAR」等商標は「Sun Be Bar」商標の出願日以前に使用されていたと認定できる。両社は競合する同業者同士であり、蓮荷国際は「SUNBAR」等商標の存在を知りながら、模倣、盗用を意図して登録を出願したに違いない。以上をまとめて、裁判所は最終的に「Sun Be Bar」商標の登録が登録時の商標法第23条第1項第13号、第14号及び現行商標法第30條第1項第10号、第12号に定められる登録できない事項に該当すると認定し、仙妮蕾徳に勝訴の判決を下した。ただし、本件はさらに上訴できる。(2014年7月)

J140801Y8 J140731Y8 J140801Z8 J140731Z8

### 03 台湾ルクセンブルグ間の租税減免、2015年から実施

台湾とルクセンブルグが調印した「所得と資本に対する租税に関する二重課税の回避及び脱 税の防止のための協定(以下「租税協定」)は 2014 年 7 月 25 日に発効し、2015 年 1 月 1 日 から実施される。台湾は 27 の国・地域と租税協定を結んでおり、台湾が欧州国家と調印し発 効した 12 番目の租税協定でもある。台湾とルクセンブルグとの相互投資交流を促進し、経済 貿易関係がより緊密なものとなり、台湾の競争力が高まることを目指している。

財政部によると、台湾ルクセンブルグ租税協定は2011年12月19日ルクセンブルグ市にて、 財政部次長(当時の財政部賦税署署長)である許虞哲氏とルクセンブルグ直接税税務局局長で ある Guy Heintz 氏によって正式調印され、それぞれ法定の手続きと相互通知を完了して、2014 年7月25日発効となった。

また、同協定の第29条規定に基づき、その適用日については、源泉徴収されるもの(例: 株式配当金、利息、ロイヤリティ)は 2015 年 1 月 1 日から支払われるべき所得、その他の所 得税(例:決算申告税)は 2015 年 1 月 1 日からの一課税年度に賦課すべき税金に適用される。

台湾ルクセンブルグ租税協定は合計 30 条から成り、主に源泉地国が各種所得に対して適宜 な減免税措置を提供して、二重課税を回避し、さらには税負担を軽減して投資を誘致し、就業 機会を創出して、経済成長を促すことを目指す。減免税措施は双方の経済貿易、投資、科学技 術交流に対して影響があるものが適用対象となり、営業利益、株式配当金、利息、ロイヤリテ ィ、証券取引所得が含まれる。(2014年7月)

J140717Y8 J140716Y8

#### 04 クラウドサービスによるエクスプレス貨物輸出通関通知システムが始動

財政部関務署によると、税関はすでに「クラウドサービスによるエクスプレス貨物輸出通関 通知システム」を設置し、2014 年 7 月 1 日から無事に始動している。同システムはクラウド サービスを利用する方法を採用しており、税関をサービスを提供する側、エクスプレス貨物保 税蔵置場(業者)をサービスを受ける側として、輸出するエクスプレス貨物の蔵出と蔵入に対 する二種類のクラウドサービスを関務署の「CPT シングルウインドウ(Customs-Port-Trade Single Window)」が構築した。エクスプレス貨物が保税蔵置場でベルトコンベアで運ばれて 蔵入、蔵出される際に貨物のバーコードがスキャンされ、保税蔵置場のサーバがクラウドサー ビスをコールし、平均 1.5 秒の速度で、安全かつ効率的に情報交換が完了できる。

このほか、保税蔵置場システムと税関システムを自動化により相互運用することを通じて、 業者が貨物を蔵入する時、オンラインで即時に税関から通関方式(C1:即時通関許可、C2: 書類審査、C3:貨物検査と書類審査)が知らされ、蔵出する時も税関が通関を許可している かどうかを即時に知ることができる。税関のシステムにもエクスプレス貨物の蔵入と蔵出が同 期的に記録され、エクスプレス貨物の通関作業はより透明化され、通関管理機能が大幅に向上

財政部関務署によると、同システムの運用を通じて、業者はスピード通関の効果を享受でき、 税関も通関管理を強化する目標を達成でき、共にスピーディかつ安全なエクスプレス貨物通関 環境を構築することで、物流ロジスティクス産業の競争力は高まり、業者と税関とのウィンウ ィンを創造することができる。(2014年7月)

J140715Y8 J140714Y8 J140715Z8 J140714Z8

#### 05 米「2014 R&D 100 Awards」発表、工研院の 2 技術が評価される

米「2014 R&D 100 Awards」の審査結果が発表され、工業技術研究院 (Industrial Technology Research Institute、略称は ITRI) の「カルシウム・ルーピングによる二酸化炭素捕獲技術 (High-Efficiency Calcium Looping Technology, HECLOT)」と「インライン型即時熱分析装置 (In-Line Compact Thermal Analyzer, ICTA)」の研究成果 2 項目が受賞した。今年受賞した技術 2 項目はそれぞれ環境テクノロジー分野とイメージング技術分野で評価されたもので、日本の日立、ドイツのシーメンス、米国の NASA、スタンフォード大学などと肩を並べた。世界に台湾の研究開発力を示すことができただけではなく、受賞した技術は実際にセメントメーカーや LED メーカーと提携して、二酸化酸素排出削減や生産効率の向上に応用されている。

ITRIのニュースリリースによると、独創的な技術である「カルシウム・ルーピングによる二酸化炭素捕獲技術」はセメントメーカーと提携する方式が採用されている。現在は台湾水泥(Taiwan Cement Corporation、略称 TCC)に技術移転され、世界最大規模のカルシウム・ルーピング・プロセス試験工場が設置されている。その二酸化炭素捕獲量は1時間当たり1.0トンに達しており、国際エネルギー機関(IEA)から世界の二酸化炭素削減技術の中で削減量が最も多いと認定され、セメントメーカーや発電所など二酸化炭素排出が多い場所における有効な処理方法の一つであるとされている。「カルシウム・ルーピングによる二酸化炭素捕獲技術」は技術革新、二酸化炭素排出削減効率、産業にとってのメリットといういずれの角度からみても優れているため、国際的な賞を獲得できた。また、この二酸化炭素排出削減技術を掌握している産業には、捕獲した二酸化炭素を原料として販売するだけではなく、将来は二酸化炭素排出権取引市場に参入したり、「バイオ炭(Biochar)法」で微細藻類を培養してバイオ燃料や経済効果の高い藻類製品に転化したりするという可能性もある。

さらに、もう一つの受賞技術「インライン型即時熱分析装置」はわずか 3 分以内で、LED 封入部品の熱構造を完全に測定することができ、現在のところ世界で最高の効率を有する熱分析装置となっている。同技術は LED 自動化機械(オプトエレクトロニクス関連機械)との統合に成功し、世界初の自動化 LED 熱抵抗測定設備が開発されている。1 時間当たり 1 万 2000個の部品を測定でき、これは 1 個当たりの測定時間がわずか 0.3 秒であり、従来実験室で 1 時間当たり 6 個しか測定できなかったのに比べて、速度は 2000 倍速くなっている。現在はすでに LED 設備メーカーの旺砂科技(MPI Corporation)と提携して、世界初の過渡熱構造分析とインライン型熱抵抗測定機能を組み合わせた分析装置を開発しており、これは 2014 年末には商品化の段階に入る予定。同時に研究開発と量産認証のニーズを満たすことができ、インラインでリアルタイムのモニタリング、不良品のチェック、製造工程の最適化、歩留まり率の向上を行い、LED 照明製品の不良率を大幅に下げ、消費者の LED 製品購入に対してより大きな保障を提供できる。(2014 年 7 月)

## 合湾知的财産権関連判決例

#### 01 特許権関連

■ 判決分類:特許権

I 技術導入したが商品化できず、國際基因が中研院を訴え敗訴

#### ■ ハイライト

国際基因科技股份有限公司(Ingene Biotechnology Co., Ltd.)は中央研究院、行政院国家科学委員会(訳注:2013年3月3日科技部に改名)及び中央研究院の研究員である余〇美等とバイオテクノロジー関連特許の技術移転契約及び技術使用許諾契約を結び、「フィターゼ遺伝子導入水稲」研究成果を取得したが、商品化することができず、少なからぬ損失を出したため、技術移転機関が契約に違反したとして訴訟を提起し、1,100新台湾ドルの損失賠償を請求していた。しかしながら裁判所はその請求を認めなかった。

知的財産裁判所は判決文において以下のように指摘した。双方が締結した技術使用許諾契約第8条及び技術移転契約第7条第1項の約定に基づき、中央研究院等は使用許諾、技術移転した技術の適応性と商品化の可能性については責任を負わないこととなっている。

知的財産裁判所はこのため国際基因公司の代表者である曾〇徳の請求を棄却した。本件訴訟は先ず2012年7月6日に台北地方裁判所で審理されている。台北地方裁判所が曾〇徳に敗訴を言い渡したため、曾〇徳は知的財産裁判所に上訴を提起したが、なお知的財産裁判所から支持を得ることはできなかった(2013年7月4日/工商時報/A22面)

#### Ⅱ 判決内容の要約

知的財産裁判所民事判決

【裁判番号】101 年度民專上字第 36 号

【裁判期日】2013年6月13日

【裁判事由】特許権使用許諾契約事件

上訴人 国際基因科技股份有限公司(Ingene Biotechnology Co., Ltd.)

被上訴人 行政院国家科学委員会

被上訴人 中央研究院

被上訴人 余〇美

上記当事者間における特許権使用許諾契約事件について、上訴人は中華民国 101 年 (2012年) 7月6日台北地方裁判所 100 年度智字第39号第一審判決に対して上訴を提起し、本裁判所は2013年5月16日口頭弁論を終結して、以下のように判決を下すものである。

#### 主文

上訴を棄却する。

第二審の訴訟費用は上訴人が負担する。

#### 一 事実要約

1. 被上訴人の余〇美は被上訴人の行政院国家科学委員会(以下「国科会」)から経費を支給され、1993 年に植物遺伝子導入技術を用いて、水稲組織を利用して細胞と種子を培養し、産業向け又は医薬向けの遺伝子工学技術によるタンパク質を生産するのに成功し、これは世界初の成功例となった。研究成果は様々な国で特許を取得した。これにより生産されるタンパク質はコストが低く、純度がより高く、汚染が生じず、動物や微生物のように製造過程で毒素やウイルス感染を生じるリスクを懸念する必要がなく、製薬、造酒、食品、飼料、ワクチン等の方面で国家に一兆新台湾ドル規模の産業をもたらすことが期待された。上訴人の代表者は被上訴人の余〇美の理念に賛同し、さらに志を同じくする株主を集めて、1億3,500万新台湾ドルを出資し上訴人の企業を立ち上げた。さらに1999年12月10日には被上訴人の中央研究院(以下

「中研院」)と技術使用許諾契約(以下「係争技術使用許諾契約」)を結び、被上訴人の中研院 がその研究員、即ち被上訴人の余〇美が開発した「Production of phytase in plants using the gene expression system comprising the promoter region of the  $\alpha$ -amylase genes ( $\alpha$ - $\mathcal{T} \in \mathcal{I}$ ) ゼのプロモーター域を含む遺伝子発現システムを用いた植物におけるフィターゼ生産」(以下 「植物におけるフィターゼ生産」) 技術の使用を上訴人に許諾し、上訴人は実施料 600 万新台 湾ドルと上訴人の株式 15 万株を支払った。さらに被上訴人の中研院の「植物におけるフィタ ーゼ生産」技術における「lpha-アミラーゼのプロモーター域を含む遺伝子発現システム」は被 上訴人の国科会が補助した被上訴人の中研院、被上訴人の余〇美研究員によるテーマ研究計画 の成果であり、その特許及び非特許の知的財産権は被上訴人間で締結したテーマ研究計画補助 契約に基づいて於被上訴人の国科会の所有に帰属する。上訴人は完全な「植物におけるフィタ 一ゼ生産」技術を取得するため、2000 年 7 月 14 日に被上訴人と「 $\alpha$ -アミラーゼのプロモー ター域を含む遺伝子発現システム」の技術移転契約(以下「係争技術移転契約」)を締結した。 被上訴人が前記技術の使用を上訴人に許諾するために、上訴人は被上訴人に実施料を支払った。 それには現金 500 万新台湾ドルと上訴人の株式 15 万株が含まれる他、契約履行保証金 30 万 新台湾ドルを供託した。上訴人はすぐにフィターゼ生産技術の研究を積極的に行うため、関連 する学科の修士、博士を起用し、被上訴人の中研院において被上訴人の余○美からその開発技 術を学んだ。数年にわたり、被上訴人の余〇美の熱心な指導と上訴人の従業員の団結と協力に より、ついに付加価値の高いフィターゼの開発に成功した。

- 2. 2003 年双方はフィターゼ遺伝子導入水稲の開発に成功した。ただし法令規定に基づいて前記製品は行政院農業委員会(以下「農委会」)の認可を得なければ、生産、販売を行うことができない。農委会の遺伝子導入植物審議委員会は上訴人の申請を受けて、農委会の農業試験場による遺伝子導入植物の隔離圃場試験を行うことに同意した。2006 年 3 月 27 日遺伝子導入植物審議委員会第 3 回委員会議はその評価報告に基づいて「導入遺伝子が通常の水稲に流布するリストが高い。フィターゼ遺伝子導入水稲の隔離圃場試験は不合格である」と認定した。上訴人はこの処分を不服として、法に基づき行政訴願を提起したが、行政院によって訴願を棄却された。双方は係争技術使用許諾契約及び係争技術移転契約が期間満了となった時点で、契約期限を 2012 年 12 月 31 日と 2011 年 5 月 31 日にそれぞれ延長することに同意した。その後 2011年に再度農委会に対して問合せを行った。農委会はそれに対して、圃場試験に合格することが必須条件であると回答した。圃場試験に合格するための方法がまだ見つかっておらず、この時点で初めて遺伝子導入植物が我が国ではすでに推進又は販売の可能性がないことを確認することができた。
- 3. 原告はすぐに起訴を提起して、以下のように主張した。被上訴人が上訴人にその技術の使用を許諾し、フィターゼの遺伝子導入水稲の開発に成功したが、主務官庁が生産と販売を禁止した。被上訴人は現時点でまだ法令の制限を突破する方法を提出することができず、被上訴人の給付は法律上の給付不能に陥っている。被上訴人の国科会は行政主体国家を代表する機関であり、国家を代表して上訴人と技術使用許諾契約を締結した。国家は被上訴人の国科会を通じて契約を締結した後、法令を改正して、契約履行が給付不能となり、その後別の代表機関である農委会に法令を執行させ、上訴人がその使用許諾技術で製品を生産、販売することを許可しなかった。本件契約の給付不能の責任は国家が負うべきであり、その代表機関である被上訴人の国科会が給付不能の責任を履行すべきである。本件の給付不能は被上訴人の責に帰し、上訴人は民法第226条の規定に基づいて損害賠償を請求するとともに、被上訴人に上訴人が給付した実施料等の損失である合計1,100万新台湾ドルを賠償するとともに、上訴人は民法第213条第1、2項及び係争技術移転契約第5条第1項第1号及び係争技術使用許諾契約第6条第1項の約定に基づいて1,100万新台湾ドルの最後給付日、即ち2001年1月1日の翌日から起算した利息を請求する。
- 4. 一歩譲って、本件の給付不能が双方当事者の責に帰さないと認定されたとしても、上訴人は係争技術移転契約書に基づいて被上訴人に実施料 500 万新台湾ドルを給付しており、そのうち被上訴人の国科会が 195 万新台湾ドル、被上訴人の余〇美が 200 万新台湾ドル、被上訴人の中研院が 105 万新台湾ドルを取得している。さらに被上訴人の中研院は係争技術使用許諾契約に基づいて 600 万新台湾ドルの実施料を取得しており、その合計は 705 万新台湾ドルとなる。上訴人は民法第 266 条及び不当得利の規定に基づき、被上訴人の国科会に 195 万新台湾

ドル、被上訴人の中研院に 705 万新台湾ドル、被上訴人の余〇美に 200 万新台湾ドルの不当 得利をそれぞれ返還するよう請求した。原審は上訴人に敗訴の判決を下したが、上訴人はこれ を不服として本件の上訴を提起した。

#### 二 両方当事者の請求内容

#### (一)上訴の趣旨:

第一次請求:(1) 原判決を破棄する。(2) 被上訴人は上訴人に 1,100 万新台湾ドル及び 2001年 1月 2日から支払い済みまでの年 5%の割合による利息を支払うべきである。(3) 上訴人は担保を立てるので、仮執行宣言申立の許可を請求する。

第二次請求:(1) 原判決を破棄する。(2) 被上訴人の国科会は上訴人に 195 万新台湾ドルを、被上訴人の中研院は上訴人に 705 万新台湾ドルを、被上訴人の余〇美は上訴人に 200 万新台湾ドルを支払うべきであり、さらにいずれも 2012 年 3 月 7 日から支払い済みまでの年 5%の割合による利息を支払うべきである。(3) 上訴人は担保を立てるので、仮執行宣言申立の許可を請求する。

(二)被上訴人の中研院、余〇美、行政院国家科学委員会の答弁趣旨:1.上訴を棄却すべきである。2.不利な判決を受けた場合は、担保を立てるので、仮執行免脱宣言申立の許可を請求する。

### 三 本件の争点

#### (一) 第一次請求の部分:

- 1. 被上訴人の給付義務には、上訴人がその技術を使用して製品の生産及び販売をできるようにする義務も含まれるのか。被上訴人の余〇美には給付義務があるか否か。
- 2. 技術使用許諾契約第8条及び係争技術移転契約第7条第1項に民法第247条の1で定められる状況があるか否か。当該部分の約定は有効か否か。
- 3. 被上訴人の中研院が係争使用許諾契約において、被上訴人が係争技術移転契約において約 定される負うべき給付義務は給付不能なのか否か。
- 4. もしすでに給付不能ならば、責は被上訴人に帰すのか否か。上訴人は民法第266条第2項の規定に基づいて被上訴人に損害賠償を請求できるか否か。損害賠償金額はいかに算出するのか。

#### (二) 第二次請求の部分:

もしすでに給付不能ならば、責は被上訴人に帰すのか否か。上訴人は民法第 266 条第 2 項の規定に基づいて被上訴人にすでに給付したものを返還するよう請求できるか否か。金額はいかに算出するのか。

- (三)上訴人の主張:省略。判決理由の説明を参照。
- (四)被上訴人の答弁:省略。判決理由の説明を参照。

#### 四 判決理由の要約

#### (一) 第一次請求の部分:

- 1. 被上訴人の給付義務には上訴人がその技術を使用して製品の生産及び販売を行う義務も含まれるのか。被上訴人の余〇美には給付義務があるか否か。技術使用許諾契約第8条及び係争技術移転契約第7条第1項に民法第247条の1で定められる状況があるか否か。当該部分の約定は有効か否か。
- (1) 定型契約がエクイティ(衡平)原則の制限を受けなければならないとは、締結する一方の契約条項が事前に作成されており、他方は当該条項に基づいて契約を交すしかなく、さもなければ締結しないことによる不利益を受けてしまうため、エクイティの原則の法理を適用して不公平な「一方的利益条項」を排除して、経済的な弱者である一方が締結しないことによる不利益を受けることを回避しなければならず、たとえ他方がこの条項を受け入れて締結してとしても、エクイティ原則に反していれば無効とすべきであり、これにより平等互恵の原則に合致させることをいう(最高裁判所 96 年度台上字第 1246 号判決の趣意を参照)。次に 1999 年 4 月 21 日民法債編に第 247 条の 1 が追加された。わが国の国情及び産業発展の現況にかんがみて、経済的な強者が定めた契約条項に、他方に変更交渉の余地がなく、列挙された他方の当事者の利害に関する約定 4 項目の状況があり、その状況が公平を明らかに失するものであれば、当該部分の約定を無効とすると規定されている。

- (2)上訴人と被上訴人の中研院が締結した係争技術使用許諾契約第8条には「一.本契約が明文で規定するものを除き、甲方(被上訴人の中研院)はいかなる責任も担保せず、本資料の適応性と商品化の可能性を担保しないことも含まれる。二.甲方は本契約を忠実に履行することを担保し、乙方(上訴人)が順調に自ら本製品を製造できるよう協力に尽力する。ただし、甲方による協力の尽力は乙方が本製品を製造する能力を絶対的に有することを担保するものではない」と約定されている。また双方が締結した係争技術移転契約第7条第1項にも「一.本使用許諾の技術は契約締結時に乙方(被上訴人の余〇美)が完成し、すでに特許権を取得した状態で丙方(上訴人)に引き渡すものとする。乙方は丙方が自ら本使用許諾技術を使用できるよう協力の尽力を担保するが、本使用許諾技術の適応性と商品化の可能性を担保するものではない」と約定されている。本件の上訴人は係争技術使用許諾契約第8条及び係争技術移転契約第7条第1項について、定型契約の不公平な条項であり、民法第247条の1及び消費者保護法第12条に定める状況がみられるため無効であると主張している。上記契約はその技術で製品又は製品を生産すること、又は生産された製品を商品化することを担保しないとしており、技術が法令により生産又は販売できない状況については含まれていない。
- (3) 調べたところ、上訴人は資本総額が 2 億新進台湾ドルであり、大きな資金力と十分な交渉力があり、経済的弱者ではなく、被上訴人と契約を結ぶか否かは上訴人が自由に決定でき、上訴人には被上訴人と契約を締結しないことによる不利益が生じたり、また附合の立場にあり、経済的な生活が被上訴人の制約を受け、係争技術使用許諾契約又は係争技術移転契約を締結しなければならないという状況はなかった。被上訴人である中研院の使用許諾契約は発明毎に使用許諾状況に基づいて修正するもので、被使用許諾者と交渉して契約内容を修正しており、いわゆる附合契約が変更できない、又は交渉できないといえるかどうかは疑義が生じる。ましてや上訴人にとって、使用許諾技術の取得と技術移転及び使用許諾技術の商品化は、係争技術使用許諾契約及び係争技術移転契約にとって最も核心的で、最も重要な問題であり、上訴人が契約を締結した時に被上訴人の使用許諾、技術移転される技術が商品化できるか否かに少しも注意を払わない、又は全く関心を持たないことは不可能である。いいかえれば、被上訴人が商品化において担保責任を負わないという関連条項に対して、上訴人が知らなかったと言い逃れすることはできず、検討した後、それに対する不利益を認めたならば、間に合うように変更の交渉を提出したり、締結しないという選択をしたりすることはできたはずである。
- (4) さらに上訴人は企業であり、消費する目的を以って取引を行い、商品を使用し、或いは サービスを受け取る消費者(訳注:消費者保護法における「消費者」の定義)ではなく、被上 訴人はいずれも商品を設計、生産、製造、輸入、販売代行し、或いはサービスを提供すること に従事する企業経営者(訳注:消費者保護法における「企業経営者」の定義)ではない。本件 は技術使用許諾契約に関する争議であり、消費者と企業経営者との間の商品又はサービスによ り生じた争議ではないため、消費者保護法を適用できない。このため、上訴人が提出した証拠 資料に基づき、係争技術使用許諾契約第8条及び係争技術移転契約第7条第1項が民法第247 条の1又は消費者保護法第12条に定める状況に該当するため、無効であるという状況がある とは認められない。係争技術使用許諾契約第8条及び係争技術移転契約第7条第1項はすでに 無効ではなく、上記条項の約定に基づいて、被上訴人は使用許諾、技術移転を行う技術の適応 性と商品化の可能性について担保責任を負わないものである。且つ、いわゆる商品化とは製品 の発売、即ち販売を指すが、商品化できない原因は多々ある。上記約定はその原因を限定して おらず、全ての状況が含まれるはずであり、即ち法令が原因で製品が発売、販売できない状況 も含まれており、排除されていない。したがって、本件は法令により使用許諾、技術移転を行 った技術で生産した製品を商品化できないことがあっても、被上訴人はなお担保責任を負うも のではない。

2.被上訴人の中研院が係争使用許諾契約において、被上訴人が係争技術移転契約において約定される負うべき給付義務は給付不能なのか否か。

被上訴人の給付義務に上訴人がその技術を使用して製品の生産と販売を行うことができるようにする義務は含まれていないことは前述した通りである。したがって、たとえ上訴人が本件の使用許諾技術が法令により商品化し発売できないと主張する部分が事実だったとしても、なお被上訴人の中研院が係争技術使用許諾契約において、被上訴人が係争技術移転契約においてそれぞれ負うべき給付義務は給付不能に陥っておらず、上訴人のこの部分に対する主張は採用できない。

3.もしすでに給付不能ならば、責は被上訴人に帰すのか否か。上訴人は民法第 226 条第 1 項の 規定に基づいて被上訴人に損害賠償を請求できるか否か。損害賠償金額はいかに算出するのか。

被上訴人の給付義務に、上訴人がその技術を使用して製品の生産と販売を行うことができる ようにする義務が含まれていないことは前述した通りである。被上訴人の中研院が係争技術使 用許諾契約において、被上訴人が係争技術移転契約においてそれぞれ負うべき給付義務は給付 不能に陥っておらず、上訴人は民法第 226 条第 1 項の規定に基づいて被上訴人に損害賠償を 請求することはできない。

#### (二) 第二次請求の部分:

もしすでに給付不能ならば、責は被上訴人に帰すのか否か。上訴人は民法第 266 条第 2 項 の規定に基づいて被上訴人にすでに給付したものを返還するよう請求できるか否か。金額はい かに算出するのか。

被上訴人の給付義務に、上訴人がその技術を使用して製品の生産と販売を行うことができる ようにする義務が含まれていないことは前述した通りである。被上訴人の中研院が係争技術使 用許諾契約において、被上訴人が係争技術移転契約においてそれぞれ負うべき給付義務は給付 不能に陥っておらず、上訴人は民法第 266 条第 2 項の規定に基づいて被上訴人にすでに給付 したものを返還するよう請求することはできない。たとえ上訴人が本件の使用許諾技術が法令 により商品化し発売できないと主張する部分が事実だったとしても、係争技術使用許諾契約第 6条約定に基づいて、上訴人は被上訴人である中研院の資料を受け取ることに実施料 600 万新 台湾ドルを支払い、さらに商品化され発売された後に得た利益を被上訴人である中研院には一 定の金額を支払うことについては別途約定がある。係争技術移転契約第5条も実施料500万 新台湾ドルと商品化後に得られた利益について一定の金額を被上訴人に支払う約定がある。つ まり上訴人は係争技術使用許諾契約に基づき被上訴人の中研院に実施料 600 万新台湾ドルを 支払い、係争技術移転契約に基づいて被上訴人に実施料 500 万新台湾ドルを支払い、これらは 被上訴人から使用許諾又は技術移転された技術を取得するために支払われた代価であり、該技 術の後日商品化による販売とは反対給付又は対価の関係にない。該技術が後日商品化による販 売ができなかったからといって支払われた実施料の返還を請求することはできない。このため、 上訴人の第二次請求により民法第 266 条第 2 項規定に基づいて被上訴人に対してすでに給付 されたものを返還するよう請求することも、法に合わない。

(三) 以上をまとめると、上訴人が民法第 226 条第 1 項の規定に基づき被上訴人は上訴人に 1,100 万新台湾ドル及び 2001 年 1 月 2 日から支払い済みまでの年 5%の割合による利息を支 払うべきであるとする第一次請求、及び民法第 266 条第 2 項の規定に基づき被上訴人の国科 会は上訴人に 195 万新台湾ドルを、被上訴人の中研院は上訴人に 705 万新台湾ドルを、被上 訴人の余○美は上訴人に 200 万新台湾ドルを支払うべきであり、さらにいずれも 2012 年 3 月 7日から支払い済みまでの年5%の割合による利息を支払うべきであるとする第二次請求はい ずれも法に合わないため、許可すべきではなく、その仮執行宣言の申立も理由を失ったため、 併せて棄却すべきである。

上記論結に基づき、本件上訴には理由がなく、民事訴訟法第 449 条第 1 項、第 78 条に基づ いて、主文の通り判決を下すものである。

2013年6月13日 知的財産裁判所第三法廷 裁判長 汪漢卿 裁判官 蔡惠如 裁判官 陳容正

2013年6月24日 書記官 劉筱淇

### 02 著作権関連

■ 判決分類:著作権

I オンラインゲームの個人サーバーは著作権に違反しない

#### ■ ハイライト

著名なオンラインゲーム「天堂Ⅱ」を代理する吉恩立公司が、2011 年プライベートサーバ 一による料金徴収を手助けした何等共犯三名を著作権法違反として告訴した。一審の原本判決 では有罪とされたが、二審の知的財産裁判所では、プライベートサーバー業者はゲーム創作を 改変したり複製していないとして、無罪と認定された。

台湾オンラインゲーム人口はおよそ5百万人、産業規模も2百億元を超えているので、一部 の業者はそのおこぼれに与ろうと、「私服」と呼ばれるプライベートサーバーを設置し、ログ インショートカットファイルを改変して、プレイヤーが廉価なゲームプレイやアイテム購入が できるようにしている。そして、プライベートサーバーとオフィシャルゲームの内容が同一で あることから、多数のオフィシャルサーバーのプレイヤーを奪ってしまっている。

合議審は、プライベートサーバーでの攻撃方法、レベルアップ等はいずれも正規版ゲームの内 容であり、不法に複製したゲーム内容ではなく、IP アドレスの改変は創作の改変ではないの で、著作権を侵害していないと認め、何等三名に無罪を判決した。但し、本件は更に上訴する ことができる。【2013-04-29/聯合報/A10版/社会】

#### Ⅱ 判決内容の要約

知的財産裁判所刑事判決

【裁判番号】101 年度刑智上訴字第 42 号

【裁判期日】2013年4月3日

【裁判事由】著作権法違反

上訴人 台湾台中地方裁判所検察署検察官

上訴人《何成煌

即ち被告

上訴人 陳珮琳

即ち被告

上訴人 何博軒

即ち被告

被告 何鴻源

上記上訴人らが被告等による著作権法違反事件について、台湾台中地方裁判所 99 年度智訴字 第 4 号、2012 年 1 月 20 日付第一審判決(起訴案件番号:台湾台中地方裁判所検察署 98 年度 調偵字第 576 号)を不服として上訴を提起したが、本裁判所の判決は次のとおりである。:

原判決の何成煌、陳珮琳、何博軒に関する部分を取消す。 何成煌、陳珮琳、何博軒を無罪とする。 その他の上訴は棄却する。

#### 一 事實要約

(一) 何成煌、陳珮琳、何博軒、何鴻源及び郭冠君(検察官により別途指名手配)等はいずれ も、「Luna Online Game」、「天堂 II」等インターネットオンラインゲームについて、台 湾地区の茂為科技股份有限公司(以下、茂為公司という。2009 年 8 月 20 日に茂為歐買 | 尬數位科技股份有限公司に名称変更)、吉恩立數位科技股份有限公司(以下、吉恩立公 司という)が既に独占的利用許諾を受けたインターネットオンラインゲームの被許諾者 として、著作財産権のコンピュータープログラム著作を有していることを明らかに知っ ていた。

(二) 何成煌等は、まずゲームプログラムのプレイヤーがゲームにログインして使用するコン ピュータープログラムを無断で書き換えて、ログインショートカットからプライベート サーバーに導くログインプログラムを改変し、更にその改変したログインプログラムを 「魔力プレイヤーコミュニティー」のウェブサイトに設置した。そしてプライベートサ 一バーゲームにログインしようとする不特定のプレイヤーにまず茂為公司、吉恩立公司 が提供するオフィシャル版ユーザー端末用のソフトウェアをダウンロードさせた後に、 魔力 luna、魔力天堂 || ウェブサイトで上記のように書き換えたプライベートサーバー専 用のログインショートカットファイルをダウンロードさせ、その後にそのゲームログイ ンショートカットにより何成煌等が架設したプライベートサーバーゲーム「Luna Online Game」、「天堂 II」などオンラインゲームに入れるようにした。何成煌等は自らゲーム 内容のプライベートサーバーを調整し、プライベートサーバーゲーム内のバーチャルシ ョップアイテム及びゲーム点数を販売して利益を得ていた。

#### 二 両方当事者の請求内容

- (一) 公訴人の主張:何成煌、陳珮琳、何博軒、何鴻源及び郭冠君等は、いずれも著作権法第 91 条第 2 項の販売を意図して無断で複製により他人の著作財産権を侵害する罪及び同 法第 92 条の無断で改作により他人の著作財産権を侵害する罪を犯した。
- (二)被告の主張:被告何成煌、陳珮琳、何博軒、何鴻源はいずれも上記事情を堅く否認する。

#### 三 本件の争点

- (一) 原告による主張の理由:略。判決理由説明参照。
- (二)被告による答弁の理由:略。判決理由説明参照。

#### 四 判決理由の要約

- (一) いわゆる「プライベートサーバー」とは、オフィシャルサイトが架設したサーバーでは なく、エンドユーザーにオフィシャルサイトと同一のサービスを提供するサービスを経 営するものである。プライベートサーバーが繁盛しているのは、プライベートサーバー 業者が常にオフィシャルサイトより低い月額料金(月額料金さえ無料の場合もある)で あり、またオフィシャルサイトより低いアイテム価格でプレイヤーに販売しているから であり、プレイヤーにとっては、より安く同一のゲームで遊べるので、消費の魅力があ る。つまり、プライベートサーバーは確かにオフィシャルサイトの収益に一定の影響を 及ぼすものである。
- (二) 本件の公訴人は次のように認定した。 即ち被告等による告訴人著作財産権の侵害は、主 に被告による下記行為である。: 1.被告何成煌等は先ず、ゲームプログラム中のプレイ ヤーに提供する「『ログイン』してゲームを使用するプログラム著作のプログラム」を、 無断で改作し、ログインショートカットからプライベートサーバーに導くプログラムを 完全に改変した。2.さらに、その改変したログインプログラムを上記魔カプレイヤーコ ミュニティーのウェブサイトに設置し 3.プライベートサーバーゲームにログインしよ うとする不特定のプレイヤーに先ず茂為公司、吉恩立公司が提供するオフィシャル版の ユーザー端末用のソフトウェアをコピーさせた後 4.プレイヤーが上記魔力 luna、魔力天 堂 川 ウェブサイトにアクセスして上記の改作を完了したプライベートサーバー専用ロ グインプログラムをダウンロードした後で、ゲームのログインショートカットを改変し た何成煌等が架設したプライベートサーバーゲーム「Luna Online Game」、「天堂 II」オ ンラインゲームにアクセスしてプレイすることができる。
- (三)本件の「Luna OnlineGame」、「天堂 II」等インターネットオンラインゲームのユーザー は、告訴人オフィシャルサイト又は被告のプライベートサーバーのどちらにログインし ても、告訴人が提供するユーザー端末用のオフィシャル版ゲームソフトを使用するので あり、その差はわずかに「ログインプログラム」の部分が、オフィシャルサイトとプラ イベートサーバーとで異なるだけである。

- (四)いわゆる「ログインプログラム」が一種のコンピュータプログラムであることから、そ のプログラムがログインを実行する際に、いったいどの IP アドレスにログインするの かは、ユーザーが入力する「パラメーター」や「IPアドレス」により決まるものである。 つまり、当該ログインプログラムは全く改変する必要がなく、唯一変更が必要なのは、 当該パラメーター又は IP アドレスのみである。例を挙げると、郵便配達員による配達 は(これはログインプログラムの機能のようなもの)、配達員がその郵便物をどの家、 どの住所に届けるかは、その郵便物上に記載された住所(この住所は IP アドレスまた はパラメーターのようなもの)によって決まるものなので、もし配達員に本来届けるは ずの一号番地ではなく三号番地に届けさせたいのなら、その郵便物上の宛先住所を書き 換えるだけでよく、配達員を変える必要はない。
- (五) 本件において被告がいうログインショートカットの改変行為は即ちこのようなものであ り、被告はやはり告訴人のオフィシャルサイトが提供するオリジナルのログインプログ ラムを利用してログインを実行するので、被告は単にログインプログラムの中の電信業 者がオフィシャルサイト業者に割り当てた IP アドレスパラメーターの数値を、プライ ベートサーバー業者の IP アドレスに変更しただけであり、同一ログインプログラムが その本来設計された実行すべきログイン機能を実行するのである。
- (六) いわゆる IP アドレスは、単に一系列の数字のパラメーターであり、この種のパラメー ターはある「アドレス」を表すもので、文学、科学、芸術又はその他が学術分野ではな く、創作と見なすべきではない。更に郵便物を例にすると、封筒上に記載された宛先住 所は文学、芸術創作ではないが、封筒内の文書は文学や芸術創作である可能性があり、 つまり、封筒の住所の変更は創作の改作ではなく、IP アドレスパラメーターの変更も「創 作」(著作) の改作ではない。よって、IP アドレスが改変されたからといって、直ちに、 全ログインプログラムが改作されたと認めることはできず、これは封筒の住所が改変 (作) されたからといって、直ちに、郵便配達員の配達機能が改変(作) されたと認め ることができないのと同様である。なお且つこのある IP アドレスは電信業者が提供し ており、プログラム設計者が自身で設計したものではなく、このある IP アドレスのパ ラメーターにはコピーガード機能が一切ない。即ち、IP アドレスパラメーターの変更も、 コピーガードの破壊であるとは認められないことに、 疑問の余地はない。 IP アドレスパ ラメーターの書き換えについて、「ログインプログラム」のコピーガードを破壊する必 要があるかどうか、又は本件の「ログインプログラム」にコピーガード設計があるのか どうかについて、告訴人からの挙証証明は見られなかったので、必然的に被告がコピー ガードを破壊してIPアドレスのパラメーターを書き換えたと認定することはできない。
- (七) 本件告訴人の係争「Luna Online Game」、「天堂 II」等インターネットオンラインゲー ムは韓国から独占的使用権を取得していて、係争ゲームプログラムが台湾だけに存在し ているのではなく、他の国々(例えば中国、アメリカ等)にも現地の被許諾者がいるの で、被告サーバーのゲームのメインプログラムが、たとえ不法に複製されたものだとし ても、その出所が本件告訴人であると証明することはできない。もし本件告訴人の所か らのものではないならば、告訴人が本件告訴を提起できるかのについても疑問がある。
- (八)台湾地区のユーザー端末用のゲームソフトウェアは告訴人のウェブサイトや通常のルー ト(例えばコンビニエンスストア、コンピューター展示会、路上配布)から入手して CD コピーすることができ、ひとたびプレイヤーが正規版ゲームソフトをコピーすれば、 そのゲームインターフェイスには繁体中国語が現れる。この際に、もしプレイヤーが被 告が提供した IP アドレス改変のパッチファイルをダウンロードした後に、再度プログラ ムを実行しても、単に初期設定のオフィシャルサイト IP アドレスが被告のプライベート サーバーアドレスに変更されているだけであり、繁体中国語インターフェイスが改変さ れたわけではない。同じく、もしユーザー端末がコピーした正規版ゲームソフトが韓国 語、英語または簡体中国語版であっても、IP アドレスの改変が元のインターフェイスの テキストを変えることはない。つまり、単に繁体中国語インターフェイスにより被告プ ライベートサーバーのゲームのメインプログラムが告訴人のオフィシャルサイトから コピーされたものだ云云とすることは、不正確である。

- (九)また、告訴人は被告プライベートサーバー上で不法にオフィシャルサイトの画像が盗用 されている云云と主張したが、調べたところ、本件被告のサーバー端末用のゲームメイ ンプログラムと告訴人のものは同一であり、実質的にはオフィシャルサイトとプライベ ートサーバーの唯一の差異は、僅かにサーバーログインに導く IP アドレスが異なるだけ である。つまり、ゲーム画面に現れる画像も当然同一であり、画像が同一であるのは、 同一のプログラムの実行により自ずと生じる状況であるのだから、当然のことである。
- (十)たとえ、被告プライベートサーバー上に現れた画面と告訴人の画面が同一で、被告には 確かに不法にサーバー端末用のゲームプログラムをコピーした行為があったとしても、 被告サーバーのゲームのメインプログラムがいったいどの国のどのバージョンからコ ピーされたものであるのかについては、告訴人も明確な主張をしていない。つまり、被 告のプライベートサーバー上に現れる画像が告訴人の著作財産権を侵害していること について、告訴人がこの部分の告訴を提起する権利を有しているのかにも疑問がある。 また、消費者即ちユーザー端末用のゲームプログラムは告訴人により発行された正規版 のソフトウェアであるのだから、ゲームプロセスに於いて出現する告訴人のゲームと同 一の画像画面についても、当然のことながら、被告が不法に告訴人の画像をコピーした ものだと認定することは出来ないことを、ここに併せて説明しておく。
- (十一) 本件の公訴人及び告訴人はいずれも、被告サーバー上のゲームのメインプログラムが 不法に告訴人の著作をコピーしたものであることを証明できない。ユーザー端末用のゲ ームプログラムも告訴人が発行したオフィシャル版ソフトウェアであるので、つまり、 ユーザー端末用のゲームプログラムについて、被告に不法なコピー行為があったことは 証明できていない。またログインプログラムの部分の、被告がプライベートサーバーを 開設するのに必要な変更の部分については、IP アドレスパラメーターのみであり、IP ア ドレスパラメーターは著作権法が保護する所謂文学、科学、芸術又はその他学術範囲の 創作ではないので、著作権法が保護する客体(著作)ではない。よって、たとえ被告に ログイン IP アドレスパラメーターの改変行為があったとしても、やはり「著作」の「改 作」行為であると認めることはできない。
- (十二) 以上をまとめると、被告何成煌、陳珮琳、何博軒の部分は、公訴人が挙げた事実証拠 では、なお裁判所に確信の心証を持たせることができないので、本裁判所により原判決 を破棄し、改めて被告を無罪とする判決を下さなければならない。なお被告何鴻源の部 分について、原審が被告を有罪と認定することが困難だとして、被告無罪と判決したこ とに誤りはない。検察官が上訴により判決の破棄及び有罪判決を請求したことには、理 由がなく、上訴を棄却すべきである。以上の論断は刑事訴訟法第 368 条、第 369 条第 1 項前段、第364条、第301条第1項に依拠し、判決を主文のとおりとする。

本件は検察官鍾鳳玲が出廷して職務を執行した。

2013年4月3日 知的財産裁判所第三法廷 審判長裁判官 汪漢卿 裁判官 蔡惠如 裁判官 陳容正

### 03 営業秘密関連

■ 判決分類:営業秘密

I 鴻海の競業避止義務条項、裁判所は「厳しすぎ」と認定

#### ■ ハイライト

鴻海精密工業股份有限公司(Hon Hai Precision Industry Company Ltd.)ネットワーク・イ ンターコネクション・ビジネス・グループ(NWInG)のプロジェクトマネージャーである黄 〇偉とエンジニアの曹〇峰が同業者である緑點高新科技股份有限公司(Taiwan Green Point Enterprise Co., Ltd.) へ移籍したため、鴻海は競業避止義務条項に違反したとして2人に合計 867 万新台湾ドル余りの賠償金を請求した。新北地方裁判所の裁判官は鴻海が雇用主という強 い立場を利用して、黄〇偉と曹〇峰に対して鴻海の合理的な利益を保護するための範囲を大き く超えた約款に署名させたもので、該約款の「厳しさ」の程度は公平を失し、且つ公序良俗を 反するものであるとして、鴻海に敗訴の判決を言い渡した。裁判所の判決に対して、鴻海は会 社の利益を守るため、上訴する意向を示した。

本件の起訴状において、鴻海側は、黄〇偉と曹〇峰の両名はいずれもアップル社のコネクタ、 ケーブル製品及びケーブル組立等の様々な製品の研究開発、製造、販売、供給に接触すること ができたと指摘している。両名が離職後に同じ業務に従事することを避けるため、両名に対し て在職期間に「誠信廉潔暨智慧財產權約定書」(信義誠実・清廉及び知的財産権に関する約定 書、以下「約定書」)に署名して、離職日から 2 年以内は鴻海及びその関連企業がある国家及 び地域において鴻海の業務と競業する行為に直接的又は間接的に従事しないことを保証する よう要求した。しかし一昨年末に、両名は前後して「健康上の理由」で無給休暇を申請したが、 無給休職期間が満了となっても原告の会社には復職しなかった。その後、鴻海は両名が競合相 手である緑點高新科技股份有限公司(Taiwan Green Point Enterprise Co., Ltd.、以下「緑點公 司」)に移籍したことを知り、両名に合計 867 万新台湾ドル余りの賠償金を請求するとともに、 即刻離職し、2014年3月3日までは台湾、香港又は中国で類似の仕事に従事しないよう要求 した。

曹〇峰は、鴻海に在職中、製品の研究開発及び設計を担当しておらず、顧客来訪時の接待と プロジェクト進捗管理のみを担当していたため、製品のオファー価格を決定する権利はなく、 鴻海の営業秘密も知ることはできなかったと主張した。

黄〇偉も、主にワイヤ組立プロジェクト進捗管理を担当し、実際に研究開発、設計又は製造 の作業を担当していなかったため、関連する製品技術については深く理解していないと強調し

両名は鴻海の約定において台湾、中国、香港、日本、シンガポール、マレーシア、米国、カ ナダ、英国、アイルランド、チェコ、ハンガリー及びその他の鴻海又はその関連企業が所在す る地域又は国家を禁止地区と定めており、範囲が広すぎるため、離職した職員が就業する権利 と利益を大きく侵害すると反論した。

裁判官は、黄〇偉、曹〇峰の両名の業務範囲から接触できた技術、機密、又は情報の具体的 内容が何であったかを鴻海が立証できず、鴻海の保護されるべき利益の存在を認定できず、さ らには両名の職務と地位が営業秘密を知り得たとは認定できず、加えて制限している労働者の 就業の対象、地域、職業活動の範囲が広すぎて合理的ではないと認め、鴻海に敗訴を言い渡し た。本件はさらに上訴することができる。[自由時報 2013 年 4 月 14 日第 A16 面]

#### Ⅱ 判決内容の要約

台湾新北地方裁判所民事判決

【裁判番号】101 年度労訴字第 134 号

【裁判期日】2013年4月3日

【裁判事由】違約金給付等

原告 鴻海精密工業股份有限公司(Hon Hai Precision Industry Company Ltd.)

被告 黄〇偉

被告 曹〇峰

上記当事者間の違約金給付等事件につき、本裁判所は 2013 年 3 月 13 日に口頭弁論を終結 したので、次のとおり判決する。

#### 主文

原告の請求及び仮執行宣言申立はいずれも棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。

### 一 事実要約

#### 原告の主張:

原告は技術と業務が不当に流出することを避けるため、被告2名と「誠信廉潔暦智慧財産權 約定書」(信義誠実・清廉及び知的財産権に関する取り決め、以下「約定書」)を締結し、その 第5.2条において「本人は離職日から2年以内は鴻海がある国家及び地域において鴻海の業務 (計画中の業務を含む)又はその業務に関連する事務と競業する行為に直接的又は間接的に従 事してはならない。その行為には鴻海の競合者の競争力を高めたり、改善に協力したりするだ けではなく、鴻海の競合者に役務や労務を提供して、鴻海の顧客(商談中の顧客を含む)と接 触、訪問すること、鴻海の顧客に鴻海の製品と同一又は類似する製品を販売すること、又は鴻 海の競合者に対して鴻海の製品、技術と同一又は類似の製品、技術又は知的財産権を販売又は 利用許諾を行うことを含む」と約定されている。

被告 2 名はそれぞれ 2011 年 10 月 31 日、2011 年 11 月 22 日に健康上の理由で無給休職を 申請したが、無給休職期間が満了となっても原告の会社には復職しなかった。原告が電話で調 査したところ、思いがけず被告 2 名は原告と競合関係のある緑點高新科技股份有限公司 (Taiwan Green Point Enterprise Co., Ltd.、以下「緑點公司」) で働いていた。さらに調べたと ころ、緑點公司の経営する事業項目が無線通信機械器材、電子部品の製造、卸売等で、世界的 に著名な携帯電話端末メーカーが最も信頼を置くサプライヤの一社であると自賛しており、海 外拠点は台湾、中国(華北、華東、華南)、マレーシア、米国にあり、明らかに原告が経営す る事業の一つである 3C 電子製品部品の研究開発、製造等と同一又は類似の性質に属し、かつ 市場競合関係を有する。さらに緑點公司は米国の Jabil Circuit Inc.に買収され、その関連企業 となっており、Jabil Circuit Inc.も原告とは営業項目が類似し競合関係にある。

#### ニ 両方当事者の請求内容

#### (一) 原告の請求:

- 1.被告2名はただちに緑點公司及びJabil Circuit Inc.のその他関連企業又はそれが掌握する企 業、法人又は機構から離職し、2014年3月3日まで台湾、香港又は中国においてコネクタ 又はケーブル等と同一又は類似の業種に直接的若しくは間接的に従事若しくは経営したり、 又は他人が従事、経営するよう教唆したり、又は各種名義でコネクタ又はケーブル等の生産、 研究開発若しくはその他の類似の仕事を担当してはならない。それにはアップルコンピュー タ及びその関連企業の製品又はその他の主要 3C 電子メーカーの製品に限らず、コネクタ又 はケーブル等の生産又は研究開発、又はその他の類似する仕事を直接的又は間接的に担当す ることを含む。
- 2.被告の黄○偉は原告に 766 万 9000 新台湾ドル及び起訴状副本の送達翌日から支払い済みま で年 5%での割合による利息を支払うべきである。
- 3.被告の曹○峰は原告に 100 万 1500 新台湾ドル及び起訴状副本の送達翌日から支払い済みま で年5%での割合による利息を支払うべきである。
- (二)被告曹〇峰の答弁:係争競業避止義務約定は無効である。

請求:1.原告の請求及び仮執行宣言申立をいずれも棄却する。2.担保を立てるので、仮執行免 脱宣言申立の許可を請求する。

(三)被告黄〇偉の答弁:係争約定書は無効である。

請求:1.原告の請求及び仮執行宣言申立をいずれも棄却する。2.担保を立てるので、仮執行免 脱宣言申立を請求する。

#### 三 本件の争点

- (一) 係争の競業避止義務に関する約定は有効であるか否か。
- (二)原告はすでに約定に基づいて被告に競業避止の補償費用を給付しているか否か。
- (三)被告には競業避止義務違反があったのか否か。
- (四) 原告が被告に直ちに離職を請求することに理由はあるのか否か。
- (五) 原告が被告にそれぞれ 766 万 9000 新台湾ドル、100 万 1500 新台湾ドルの賠償を請求 することに理由はあるのか否か。

#### 四 判決理由の要約

係争の約定書における競合避止義務条項の効力について:

- (一)民法第 247 条の 1 第 2 号でいう「相手方当事者の責任を加重するとき」とは、一方が 事前に契約条項を定め、他方が知り及ばない又は変更を交渉する余地がないことを指し、 いわゆる「その状況が公平を失する場合」とは、契約の本質により生じる主な権利と義務 に基づき、又は法律規定により総合的に判断して、明らかに公平を失する状況があるもの を指す。
- (二) 調べたところ、被告 2 名はそれぞれ 2003 年 1 月 20 日、2007 年 4 月 9 日に係争約定書 を締結しており、明らかに原告一方が事前に定めた条項であり、被告は係争約定書に署名 するしかなく、被告又はその他の署名すべき従業員には変更を交渉する余地はなかった。 従って係争約定書は民法第 247 条の 1 に定められた定形契約であると認定できるはずで ある。
- (三) さらに競業避止義務は契約自由の原則において、その約定が民法第 72 条「公の秩序又 は善良の風俗に反するもの」という規定に違反しないことにより初めて有効となる。また 競業避止義務の約定が定型契約の方式で締結されているときは、競業避止義務の約定につ いて民法第 247 条の 1 各号に列挙された公平を失する状況、即ち 1.事前に契約条項を定 めた当事者の責任を免除又は軽減しているもの、2.相手方当事者の責任がより重たくして いるもの、3.相手方当事者に権利を放棄させる又はその権利行使を制限しているもの、4. その他相手方当事者に重大な不利益があるものなどの有無を斟酌しなければならない。
- (四)係争約定書にはすでに被告 2 名の在職期間の競業避止義務(5.1 条)、離職後の競業避 止義務(5.2条)、競業避止義務の地域(5.3条)、競業避止義務の補償費(5.4条)、違約 責任(5.5条)等の内容が約定されており、該約定書の競業避止義務条項が定められる目 的が、被告の在職中及び離職後の転職の自由を制限するとともに、その離職後一定期間内 に原告の競合相手に就職したり、原告と同一の業種に従事したりすることを制限し、被告 が新しい仕事において原告の企業で知悉した情報を使用し、原告の営業秘密を妨害するこ とを避けることであると分かる。離職した被告にとって、前述の民法第247条の1第3、 4号の権利の放棄又はその権利行使の制限に該当し、相手方当事者に重大な不利益をもた らす約定である。
- (五)係争約定書の競業避止義務に関する約定が有効であるか否かは、契約の本質によっても たらされる主な権利と義務が公平を失しているかを斟酌し、斟酌の要件とすべきである。 現在の裁判所の実務における多数の見解によると(即ち四基準とは)、1.企業又は雇用主 が競業避止義務を特約して保護する利益の存在、即ち雇用主の固有の知識と営業秘密の保 護に必要性がなければならない。2.離職した労働者又は従業員の原雇用主又は会社におけ る職務及び地位が、雇用主の営業秘密を知り得るもの。特別な技能、技術がなく、職位が 低く会社の経営幹部ではなく、劣勢にある労働者は、たとえ離職後に同一又は類似の業務 の会社に就職したとしても、原雇用主の営業を妨害する可能性がないとき、競業避止義務 の約定は労働者の転職の自由を拘束しているため無効と認定すべきである。3.被雇用者の 就業の対象、時間、地域、職業活動の範囲を制限することは、合理的な範囲を超えるべき ではなく、離職した従業員の生存に困難をきたさないようにすべきである。4.労働者、即 ち被雇用者には、競業避止義務によりもたらされる損害を補填する代償または手当ての措 置が必要である。上記四基準が満たされないならば、該競業避止義務の約定は即ち無効と 認定すべきである(前述の四基準及び効力に関する規定は、行政院労工委員会労働基準法 改正案第18条の3を参照)。本件の状況について、以下にそれぞれ説明する。
  - 1.原告が競業避止義務を特約して保護する利益の有無について:
    - (1) 仕事の経験によって得られた成長は雇用主が故意に育成したものではなく、従業員

個人が仕事の過程において少しずつ蓄積した成果である。これは従業員個人の資産 (即ち自分自身の専門的能力と素養) であり、知的財産権や営業秘密等の関連問題 を除き、雇用主はこれについて保護を受けるべき利益であると考えるべきではない。 裁判所は実務上「通常の知識」と「特別な知識」に分けており、前者は被雇用者の 主観的な財産であり、離職後も自由に利用できる。「特別な知識」は雇用主の財産で あり、離職後も競業避止義務によって使用を禁止されるものである。

- (2) 米国の裁判所による多くの見解においても、雇用主が競業避止義務条項の保護を受 ける合法的利益は解釈を縮減すべきで、従業員が前雇用主の競争にとって不公平な 優位性(unfair advantage)を得るものだけに限るべきだと認定している。例えば、前 雇用主の経営について深く理解したり、前雇用主の営業秘密、重要な顧客との契約、 前雇用主が費用を負担した専門的訓練などを取得したりした場合であり、原告の固 有な技能(innate skills)又は業界における通常のノウハウ(general know-how)につい ては競業避止義務条項が制限する範囲にはなく(Lucent v.s.International Business Machines, 2000U. S,Dist. LEXIS14801 (S.D.N.Y.2000))、かつ雇用主はそれが保護を 受ける合法的利益について存在し、立証責任を負わなければならない。
- (3) ドイツの通説は一致して、企業の経営又は生産技術における秘密が漏洩されたか否 か、又はその固定客若しくはサプライヤに影響を及ぼすおそれがあるか否かを以っ て判断している。単に競業を回避するもの、将来の顧客を労働者に奪われるのを回 避するもの、さらには労働者が離職しにくくするだけのものは雇用主が保護される に値する正当利益を構成しない。さらに企業経営に関連するノウハウ(know-how) については、雇用主が大きなコストを投じずに知りえるもの、又は労働市場におい て巨額のコストを投じずにこの種の人材を得られるものならば、この種のノウハウ は雇用主の単純な競争上の優位性に係わるものにすぎず、基本的には雇用主が保護 されるに値する合法利益を承認する理由としては不十分であると認めるべきである。
- (4) 本件において、原告が保護を受けるべきだ主張する利益について、被告2名の仕事 の性質が「PM」(主に「Project Management」、「Product Management」、「Product Marketing」を含むがこれに限るものではない。中国語では「專案管理」、「産品管理」、 「産品行銷」と訳される)で、製品をゼロから具体的なものにするキーパーソン(Key Person)であり、関連する製品をゼロから具体的なものにするために必要なさまざ まな技術、設備、製造工程、関連するノウハウ、人材配置、価格、ニーズを十分に 理解して制御でき、かつ社外では顧客、社内では各部門との窓口をいずれも熟知し ている。

しかし調べたところ、被告2名が自認する業務範囲を除き、原告はいかなる証拠 も提出しておらず、被告 2 名が米アップル社の担当者と接触、連絡したという文書 資料も提出していないため、立証の責任を尽くしたとは認め難く、即ち原告にとっ て有利な認定はできない。況してや、原告は被告 2 名がその自認する業務範囲にお いて接触した技術、機密又は情報内容が何であるかを具体的に説明しておらず、製 品(又はプロジェクト)の進捗管理を含む被告が担当した職務だけを以って被告が 該製品に関連する営業秘密又はノウハウを知悉していたと認定することはできない。 言い換えれば、被告が業務上接触したことのない情報であれば、原告は競業避止義 務条項で保護を受けるべき利益が存在せず、被告が業務上接触したことがある情報 についても、その内容が原告の業務関係にいかなる重大性があるかに基づき業界に おいて一般的に周知される情報か否か、被告 2 名自身のノウハウや素養(通常の知 識) であるか否かを判断する。

以上をまとめると、原告は被告 2 名が業務範囲において接触する技術、機密又は 情報の具体的内容を立証しておらず、被告 2 名が通常仕事上必ず接触する情報の状 況証拠さえも提出できないため、本件は原告に保護を受けるべき利益が存在すると は認定できない。

2.被告2名の原雇用主又は企業における職務と地位について:

被告2名が離職する以前、それぞれ原告企業のネットワーク・インターコネクション・ ビジネス・グループ (NWInG) のプロジェクトマネージャー、プロジェクトエンジニア だった。形式上は管理、方針決定を行う上層の職位にはおらず、また技術研究開発部門 にも属さない。 さらに原告は被告 2 名が担当したいわゆる PM 等の職務内容に関する証 拠を何ら提出しておらず、被告2名が就いていた職位の重要性については十分に証明さ れていないため、被告が競業避止義務の制限を受けるべきだとは認定できない。況して や、原告は被告2名がアップル社等の関連する「コネクタ」、「ケーブル製品」及び「ケ 一ブル組立」部品の研究開発、製造工程、量産、技術、規格認可、さらにはオファー、 見積もり等の市場の動向、予測、展望等の全ての資料についてはいずれも被告2名が接 触、熟知でき、かつそれらの管理の範囲内にあると立証できないため、2 名が原告の企 業における職務と地位において原告の営業秘密を取得できたとは認定できない。

#### 3.被告の就業を制限する対象、期間、地域、職業の範囲について:

(1) 米国裁判所による多くの見解において、競業避止義務条項を厳しく審査する態度が 採られている。制限範囲(対象、期間、地域、職業活動等を含む)の合理性につい ては逐一審査する。もしその中のいかなる項目の範囲も雇用主の合理的な利益を保 護する程度を超えているならば、当該競業避止義務約定は無効と認め執行を許可し ない。裁判所は不合理に制限する条項部分を書き換えたり、文字を削除したりする 以外の動作によってそれを有効なものとすること(Blue Pencil Doctrine)はせず、 かつこの審査は条項そのものの文義について認定するもので、離職した従業員がそ の後実際に競合行為に従事した具体的な状況には及ばない。これは雇用主が条項を 定めた時に実際に必要な程度を慎重に考慮するよう規制するためであり、雇用主が あわよくば制限範囲を好き放題に拡張して、裁判所にそれを削除、変更してもらう のを待ったり、従業員のその後の行為が裁判所の禁止すべきであると認める範囲に うまく入いり雇用主の請求を認められるか否かを見たりするのを回避する。同時に 裁判所が過度に介入して、当事者が事実上合意していない条項に拘束されることを 回避するためである。わが国の法において双方の契約を締結する地位が不公平な契 約(例えば定型契約、労働契約)に対する規制については、この解釈の方法も規範 の目的に適合するものであり、さもなければ雇用主に制限の範囲を拡張する誘因を 提供するものと変わりなく、契約が地位の優位性を有する一方に過度に傾斜するの を正すという目的を達成するのが難しくなる。この見解は学界(林更盛著,労働法 案例研究(二)) や前述の労工委員会の労働基準法改正案第 18 条の 3 によっても支持 されている。本件の被告が担当したのはプロジェクトマネージャー、エンジニアに 過ぎず、上層の管理職ではなく、原告と対等に約定を交渉できる地位にはなく、か つ係争約定書は原告が準備した定型約款であり、被告が交渉する余地はさらに小さ く、上記解釈原則を採用する必要があることを、ここに併せて説明する。

#### (2) 競業避止義務の期間

ドイツ法では 2 年を超えた場合は無効と明確に規定されている。2 年という制限 期間は米国の多くの裁判所でも受け入れられている。わが国の裁判所の競業避止義 務約款に関する勝訴判決を整理すると、競業避止義務の限制期間を 2 年とするもの が全体の 40.73%、2 年又はそれ以下は 84.21%をそれぞれ占めている(洪栄宗、劉 偉立、黄心苑著、わが国の営業秘密侵害及び競業避止義務違約に係る判決の量化研 究,2007 年 10 月)。ここから 2 年以内という期間が台湾の裁判所においても実務的 に受け入れられていることがわかる。係争約定書第 5.2 条約定では競業避止義務期 間を2年としており、被告も被告の業務内容を以って2年の期間が特に厳しいとい う状況を立証していないため、本件の制限期間に不合理なところはない。

#### (3) 制限する地域

甲.米国の多くの裁判所の見解によると、雇用主が実際に営業活動に従事している地 域に限定すべきであるとしている。競業避止義務約款の目的が離職した従業員の 原雇用主に対する不公平な競争を避けることであるという観点から、雇用主が営 業活動を行っていない地域において労働者の競業を制限することを許可する必要 はない。ドイツ法においても、制限する仕事の種類の明確である時、制限する地 域はやや広くてもよい。ただしどのようなことがあっても、労働者には一定の職 業の自由を残す必要があり、したがって競業の制限地域は原雇用主の営業活動範 囲内とし、労働者が先に従事していた職務と関連するものに限らなければならな

乙.係争約定書第5.2条をみると、本件の競業避止義務条項の地域は「鴻海とその関 連企業が所在する国と地域」に及び、さらに第5.3条には「本条でいう競業避止 義務の地域には台湾、中国大陸、香港、日本、シンガポール、マレーシア、米国、 カナダ、英国、アイルランド、チェコ、ハンガリー及びその他の鴻海又はその関 連企業が所在する地域又は国家」と定められている。第5.3条に列挙される地域 だけでも、わが国国民にとって主要な就業市場がすでに含まれている(とくに世 界で大多数の中国語圏及び英語圏の国がカバーされている)。しかしながら原告は 世界 3C (コンピュータ、コミュニケーション、コンシューマ) 製品受託生産分 野において最大規模を有し、成長が最も速い国際 IT グループであると自称してい る。原告一社が登録している営業項目だけでも 45 項に上り、原告の関係企業の 営業項目を含めると、その営業内容はさらに広くなる。係争約定書第 5.3 条に列 挙される地域には明らかに、原告とその関連企業の営業活動を行う地理的範囲を 含むが、いずれもコネクタ、ケーブル製品及びケーブル組立の関連業務の営業範 囲には属さない。原告によれば、被告が原告の企業に在籍していた期間、それが 担当する業務はコネクタ、ケーブル製品及びケーブル組立等に関連する重要部品 部門にのみ限られ、その他の業務には及んでおらず、原告の業務において事実上 関連のない地域についても、原告は被告が離職後に就職することを制限しており、 客観的には原告が合法的な利益を保護するために必要な範囲を超えている。約款 そのものについて、無効であると認めるべき事由が存在する。たとえ事実上被告 の競業行為が原告の営業活動地域で発生したとしても、約款そのものが無効とな る瑕疵を補うことはできない。

#### (4) 限制する対象と職業の範囲

- 甲.係争約定書第5.2条で制限する競業活動には、「鴻海の業務(計画中の業務を含む) 又はその業務に関連する事務と競業する行為には、鴻海の競合者の競争力又は業 務経営を向上、改善、又は調整する行為だけに限らず、鴻海の競合者に労務を提 供して、鴻海の顧客(商談中の顧客を含む)と接触、訪問したり、又は鴻海の顧 客と契約したすること、鴻海の製品と同一又は類似する製品を販売すること、又 は鴻海の競合者に対して鴻海の製品、技術と同一又は類似の製品、技術又は知的 財産権を販売又は利用許諾を行うことが含まれる」となっている。該条のいわゆ る「鴻海」の定義とは、第1.1条に基づいて、「鴻海及びそれが現在と将来国内外 で設置する会社、事務所、工場、関連企業及び(又は)その他の営業組織」とな っており、原告一社に限られていない。この条文の文義によれば、原告が禁止す る競業活動は被告2名の競業行為が原職務に関連する業務、又は原告の営業秘密、 知的財産権を利用することに限られておらず、原告又は現在と未来に国内外にあ る全ての関連企業と競合関係にあるものを挙げており、被告2名はいかなる労務 も提供できない。原告又は現在と未来に国内外にあるすべての関連企業の現有又 は交渉中の顧客について、被告2名はそれらのいずれとも接触できず、さもなけ れば該条で禁止する競業行為を構成することになる。
- 乙.次に調べたところ、原告の企業が登録する営業項目は45項に達しており、原告の すべての「現在と将来国内外で設置する会社、事務所、工場、関連企業及び(又 は)その他の営業組織」の営業項目を加えると限りなく多い。さらにいわゆる競 業行為は「鴻海の競合者に労務を提供すること」であり、原告やその関連企業の 顧客と接触しただけで競業行為を構成してしまう。このような保護範囲は明らか に被告 2 名の在職期間に接触できる原告の業務情報を大きく超えるものであり、 原告自身の営業活動範囲をも大きく超えているため、原告の合理的利益の保障に 必要なものではなく、本件の競業避止義務約款が制限する対象範囲は明らかに広 すぎ、必要な範囲を大きく上回っている。

### 4.労働者の競業避止義務に伴う損害の代償又は手当ての補填の必要性について:

(1) ドイツの商法の規定によると、競業避止義務期間における毎年の補償額は従業員が 離職した時約定で取得できる報酬の半分を下回ってはならならず、さもなければ競 業避止義務の約定は無効となる。米国の裁判所は競業避止義務が従業員に対して厳 しすぎるか否かを考慮する時、その対価の妥当性や退職金について、雇用主が自ら

の利益のために従業員が離職した後の職業選択の自由をカバーしているかを考慮し ている。補償が妥当でないと、従業員の生計に困難を来たしてしまうため、この代 償は、単に(前記の対価)の有無だけで判断してはならず、その金額が少なくとも 従業員が理に合った生活を送れる程度に達して、初めて競業避止義務の約款が有効 であると認めることができる。本裁判所が各審級の実務的見解を収集、整理したと ころ、ここ 8 年間に裁判所が「代償措置の有無」を競業避止義務契約が有効である か否かを判断する要件として挙げたケースは、代償措置は単に違約金の多寡を考慮 するためだけのものと考えるケース比べてほぼ 2 倍近くに達している。これは離職 後に競業避止義務契約が従業員の労働権や生存権等の基本的人権に影響を及ぼすた め、代償措置の補償は必要であり、それによって初めて(競業避止義務契約が)有 効となるというのが、現在実務的な大多数の見解となっていることを示している。 本裁判所は外国の法例及びわが国の実務的な見解、さらに行政院労工委員会の労働 基準法改正案第 18 条の 3 を斟酌して、競業避止義務条項は法秩序が許すものとし、 雇用主の経営手段に十分な形成の余地を与えるものであるが、同時に従業員がこれ により受ける損害を考慮しないわけにはいかない。従業員は職業の自由を行使する ことで、経済上の生存の基盤を確保し、それに対して制限を加えるときは補償する 必要があり、それによってその利益を考慮し合理性を具えることができる。この時 に補償措置は双方の利益の衡平(エクイティ)措置であるだけではなく、契約の自 由を過度に侵害しないようにするためのものである。代償措置がないときは、競業 避止義務の制限が合理的な範囲を超えているため、該契約は無効と見なすべきであ る。原告は実務的に少数の見解を挙げ、競業避止義務は補償金を以って有効条件と するものではないと主張しているが、これを採用することはできない。

- (2) 係争約定書における補償措施の関連約定は以下の通りである。
  - 甲.第 1.7 条では「"競業避止義務補償費"とは、鴻海における『役務期間内』に受け取 るすべてのボーナス(年末ボーナス及び業績ボーナス)及び従業員に対する配当 株式の50%である」と規定している。
  - 乙.第 2.2 条では「本人は、鴻海との各契約、協議、承諾(本約定を含む)を履行す ることにより給与報酬という合理的な対価を受け取ることができると理解し、鴻 海が『鴻海ボーナス作業制度に基づいて支給した年末ボーナス、業績ボーナス及 び従業員に対する配当株式は本人が本約定に署名し履行することに対する完全に 対等な対価である』」と規定している。
  - 丙.第 5.4 条では「本人が競業避止義務を履行することを合理的に補償するため、鴻 海は競業避止義務補償費の支払いを『今後』行っていき、競業避止義務の補償費 が法律又は労働主管官庁が発布した法定補償標準に達しないときは、法定補償標 準を基準とする。ただし本人は、鴻海が競業避止義務補償費の一部又は全部の支 払いの免除を選択して書面で第 5.2 条でいう義務の一部又は全部を免除してもよ いことに同意する」と規定している。
  - 丁.第 5.5 条では「本人が本条規定に違反したならば、本人は賠償責任を負わなけれ ばならない。鴻海の指定期間内に第 5.4 条の補償及び違約で得た所得を会社に返 還しなければならない。さらに上記金額総額の30%を違約金として支払う」と規
  - 戊.第 9.1 条では「本人は『在職期間』において鴻海又はその関係企業から毎年受け 取ったボーナス(年末ボーナス及び業績ボーナス)及び従業員に配当される株式 の 50%(以下「報酬」という)は本人が本約定の義務(競業避止義務を除く)を 完全に履行することに対する対価であることに同意、理解するものである。本人 が第5条以外の規定に違反したならば、関連の法律に基づいて民事賠償又は刑事 責任を負うほかに、鴻海が通知した期間内に本人はここ3年間に受け取った上記 報酬を鴻海に返還しなければならない」と規定している。
- (3)上述の約定から、文義の解釈上、原告は「締結後」被告 2 名の在職期間に毎年鴻海 ボーナス作業制度で支給した年末ボーナス、業績ボーナス及び従業員に配当される 株式を被告 2 名が係争約定書に署名、履行する完全な対価としていることをうかが い知ることができる。すべてのボーナス及び従業員に配当された株式の50%は競業 避止義務を履行する補償費とし、残りの 50%は競業避止義務以外の義務(約定書に

記載された協力、守秘、信義誠実・清廉の義務)を履行する対価である。その中で 第 5.4 条でいう「今後」支払われる競業避止義務補償費とは、「締結時」又は「離職 時」に給付されるものではなく、被告2名が約定書を締結した後、在職期間内に毎年 給付されるものである。況してや、約定書第 5 条で規定される競業避止義務には、 「在職期間」及び「離職後2年間」の競業避止義務を含み、従って原告が従業員の 在職期間および離職後 2 年間に競業避止義務を遵守するよう要求するため、従業員 の在職期間に毎年競業避止義務補償費を支払っており、この規定は合理的である。

- (4) 被告2名は在職期間に毎年受け取ったボーナス及び配当された株式の総額は当年度 の給与所得総額を大きく上回っており、それは「給与額の 10 倍」に達する状況があ り、原告が被告2名に与えた待遇は厚く、一般的な経験則に基づいて、被告2名に 重要性のある仕事を担当させ、会社が被告に留任させ、被告が他社に転職して使用 されるのを回避するためでなければ、このような高額のボーナス、株式による配当 等の厚遇を理由なく与えることがあるだろうか。従って、原告が約定書に競業避止 義務補償費を給付する規定があるとする主張は事実であると認定すべきである。
- 5.以上の説明をまとめると、本件の競業避止義務約款の約定は原告が競業避止義務の特 約で保護する利益の存在、被告の職務及び地位、労働者の就業の対象、地域、職業活 動の範囲を制限する合理性については、明らかに合理的とは認め難い。つまり原告が その雇用主としての優位性を利用して、被告に事実上原告の合法的な利益の保護に必 要な範囲を超える競業避止義務約款に署名させ、被告が離職した後に就業の選択を制 限しており、その約款の厳しさはすでに明らかに公平を失し、公序良俗を反する程度 に達していると認められる。民法第 247 条の 1 第 3 号、第 72 条に基づいて無効とす べきである。たとえ原告が毎年被告 2 名に競業避止義務補償費を支給していたとして も、本件の競業避止義務の約定が無効であるか否かはその約定内容についてのみ判断 すべきであり、被告が過去に受け取った競業避止義務補償が競業避止義務期間の生活 に必要なものに足るか否かについては、本裁判所が約定の無効を認定するのに影響し ない。たとえ被告が過去に受け取った報酬が多くても、約款の瑕疵を有効にするよう 補えるものではなく、即ち原告に有利な認定とすることはできない。
- (六)以上の次第で、係争約定書の競業避止義務に関連する条項は無効であると認められ、た とえ被告 2 名が離職後に緑點公司に就職した状況があったとしても、被告に競業避止義 務違反があったとは認定できない。従って、原告の請求には理由がなく、棄却すべきであ る。また原告はすでに敗訴の判決が言い渡され、その仮執行宣言申立も依拠を失ったため、 併せて棄却すべきである。民事訴訟法第78条に基づき、主文のとおり判決する。

2013年4月3日 労働法廷裁判官 劉以全



# 合灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw Website:www.tiplo.com.tw 東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際専利法律事務所 © 2014 TIPLO, All Rights Reserved.